

関係団体各位

群馬県知事山本一太

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく警戒度及び要請について（依頼）

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。さて、令和3年5月3日（月）に開催しました、第44回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添のとおり、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請（5月4日（火）以降）を行うことを決定しました。

つきましては、県民及び事業者の皆様に対し、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請を行いますので、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

前回(5月1日(土)以降)要請からの変更点ー

- (1) ガイドライン警戒度の変更                      警戒度「4」：35市町村
- (2) 外出・県外移動について
- ・生活に必要な場合を除き、不要不急の外出を自粛することを要請（特に、午後8時以降の外出については極力控える）
- ・県外との不要不急の往来は自粛することを要請



5月4日上毛新聞より